

NPO法人の皆さまが行う必要があること

○平成29年4月1日から実施していただくこと

◆事業報告書等を事務所に備え置く期間が延長されます。

NPO法人が、事業報告書等を事務所に備え置かなければならない期間が約3年から約5年に延長されます。

平成29年4月1日以後に開始する事業年度の書類から適用されます。

(例)

	H28 4/1	10/1	H29 4/1	10/1	H30 4/1	10/1	H31 4/1	10/1
3月末決算の場合	3年		5年		5年		5年	
9月末決算の場合	3年		5年		5年		5年	

○2号施行日から実施していただくこと

◆貸借対照表を公告する必要があります。

変更登記の負担を軽減するため、2号施行日から「資産の総額の登記」が不要になります。一方、NPO法人は、定款に定めた方法で、毎年度、貸借対照表を公告することになります。現在の定款に規定されている方法と別の方法を選択する場合は、下記のいずれかから選択し、定款変更が必要となります。

- (1) 官報に掲載する方法
- (2) 日刊新聞紙に掲載する方法
- (3) 電子公告（内閣府NPO法人ポータルサイトを利用する方法を含む）
- (4) 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

※なお、これは、平成30年12月7日までの政令で定める日（2号施行日＜時期は未定＞から施行されることになっているため、現時点では実施していただく必要はありません。施行日が決まりましたら、改めて通知いたします。

※2号施行日を平成30年10月1日と仮定すると、平成30年10月1日以降に作成された貸借対照表は、作成後遅滞なく公告することになります。また、この期日に登記事項から「資産の総額」が削除されるため、平成30年9月30日までに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のものは、2号施行日以後に遅滞なく公告するか2号施行日までに公告する必要があります。

※定款変更が必要な場合（公告の方法のみを変更する場合は、定款変更届を提出することになります。）

- ①社員総会において定款変更の議決を受け、議事録を作成してください。
- ②堺市に定款変更届書と議事録の謄本（コピー）及び変更後の定款を提出してください。

予告

○平成28年6月7日から実施していただくこと 【努力義務】

◆内閣府NPO法人ポータルサイトの情報提供を拡大していきます。

平成28年6月7日からNPO法人に対する信頼性のさらなる向上が図れるよう、NPO法人に対し、内閣府NPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されました。

内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/>

内閣府NPO法人ポータルサイトの活用については、次のサイトをご参照ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

再周知